

○内閣府令第六号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣府令第十六号}）の一部を次のように改正する。
農林水産省

第一百六条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り）」を加える。

別紙様式第二号記載上の注意1(6)及び別紙様式第十号第2の2記載上の注意1(7)中「~~海~~」を「~~海~~
3海井で」に改める。

附 則

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
- 2 農林中央金庫が平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下この項において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この命令による改正前の農林中央金庫法施行規則第六百六条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）及び子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についてのこの命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第六百六条第六項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 新規則別紙様式第二号及び第十号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。